

# 経済建設常任委員会会議録

平成22年9月24日(金)

(開会) 10:08

(閉会) 11:31

## 案 件

- 議案第88号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)
- 議案第89号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
- 議案第90号 指定管理者の指定(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ)
- 議案第92号 市道路線の廃止
- 議案第93号 市道路線の認定
- 認定第15号 平成21年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 認定第16号 平成21年度 飯塚市産炭地域小水系水道事業会計決算の認定
- 認定第17号 平成21年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

## 【報告事項】

- 飯塚市販路開拓支援補助金の採択について 【産学振興課】
- 飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る勉強会開催の概要について 【中心市街地活性化推進室】
- 工事請負契約の報告について 【契 約 課】
- 工事請負契約の報告について 【上下水道局総務課】
- 公共柵における人身傷害事故について 【上下水道局下水道課】
- 都市計画道路見直しについて 【都市計画課】
- 緑の基本計画について 【都市計画課】
- 南九州市におけるオートレース専用場外発売所設置許可申請について 【事業管理課】

---

## 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第88号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

### 土木管理課長

議案第88号、指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めするため提出するものでございます。

施設の名称につきましては、飯塚市営駐車場でございます。

選定の経緯については、飯塚市指定管理者選定委員会が6月15日、7月7日、7月21日の3回開催され、選定された結果、社団法人飯塚市シルバー人材センターが飯塚市営駐車場(本町、飯塚立体及び東町駐車場)の指定候補者となり7月27日に委員長から市長に答申がなされました。

指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたします。

選定方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので、省略させていただきます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

## 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

産学振興課長

議案第89号 指定管理者の指定について(飯塚市新産業創出支援センター)補足説明をいたします。議案書の15頁をお願いいたします。飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者の指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、公募による募集を行い、飯塚市指定管理者選定委員会において審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として、株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(第244条の2第6項)の規定に基づき議会の議決を求めます。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。選定の方法及び理由は、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。16頁をお願いいたします。本センターの指定管理者に3団体の応募があり、平成22年6月15日から7月21日までに3回の審査会が開催され、審査の結果、そこに記載しておりますとおり、1858点の評価点を獲得した株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されております。以上、簡単ではありますがご報告といたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

副委員長

委員会を再開いたします。

市場委員

本会議で共産党のほうから経済建設委員会でも審査があるであろうということを言われておりますのでですね確認等を含めて、若干質問したいと思います。もともと、あの指定管理者制度導入についてはですね、議会も認めておるわけですが、このいわゆるソフトウェアセンターの件に関し関しまして直営の方がいいのではないかなというようにも言われていましたけれども、改めてですね、この管理的な業務じゃないかなと思いますので、どういうことをですね、委託されるかといいますか、事業をされるのかをですね、説明願いたいと思います。

産学振興課長

指定管理者に委託いたします業務の内容につきましては、施設等の利用に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、電気使用料等の徴収に関する業務、コピー機の利用料金の徴収に関する業務、施設および設備の維持管理に関する業務、その他事業計画書の作成、事業報告書の作成等の業務でございます。そのうちソフトウェアセンターの方が実際に行っていく業務でございますが、事業計画書の作成、それから安全確保や緊急時の対応、苦情の対応、防火管理者の設置、業者との折衝、それから利用料金の徴収、利用促進に向けた取り組み、経理事務、

文書管理等々でございます。この福岡ソフトウェアセンターの大きな目的と申しますか、ここではトライバレー構想の推進をしていくということでございますので、地域との連携の貢献という意味でソフトウェアセンターが自社の人材育成事業として高度IT技術者育成を実施している点、ベンチャー企業への支援として、自社社屋でインキュベーション施設の管理運営を行っている点、それから国の公募事業に地元ベンチャー企業等と連携して事業提案を行うなど本市が推進しておりますトライバレー構想が掲げる人材育成、ベンチャー企業を育成等々に貢献していく提案もなされておりますし、そういったことを実施していくということでございます。

市場委員

そうすると、やっぱり管理業務だけではないということなんですかね、割合的なものがありますか。例えば管理に対してですね800万円とかいう話がでていましたよね、それが例えば600万円で、人材が200万円とかそういう区分けがあるんですか。

産学振興課長

経費的な降り分けでいきますと上限額880万円というのがありますが、その内、人件費、事業費等がですね約150万円程度でございます。あと管理費といたしまして、いわゆる清掃の委託であるとかエレベーターの保守点検であるとかですねそういった委託料の分、それから電気料金等々の光熱水費、こういったものが残りの700万程度となってまいりますのでそういう意味では管理委託のほうが費用としては大きくなるかと思えます。

市場委員

これは私の意見ですけど管理料が主体なら、別に指定管理者で問題はないと思えます。というのは指定管理者というのは今度の議会でも松本議員が言われたように男女共同参画関係の支援センターみたいなですね、いわゆる市の姿勢でどうするかというような形のもの全面にでてくる分については、言われるように慎重に指定管理者を導入するかどうかというのは判断していただきたいんですけど、こういう問題であればですね別に指定管理者制度を排除するものじゃないのではないかなという思いがあります。次に、資本金が大きいとかいう形の質疑があって、小さい方に出したらいいんじゃないかということの質疑が出ておりましたけれども、それは関係ないんじゃないかと思うんですね。その資本金が多かろうと少なかろうと、いわゆる優秀なところを採用するというので。ただ、この指定管理者というのは一般公募されてると思うんですね、例えばこういう管理業務的な業種でですね、例えば田川とか直方とかからも応募があって飯塚市の業者の方でですね、非常に僅差で負けたとかそういう事態も考えられないことはないと思うんですね。そういうことで、例えば地元がちょっとでも有利になるようなですね、配点の仕方がされてるかどうかですね、その点お尋ねします。

経済部長

選定評価に関わる項目の中に「地域の連携と貢献」という項目がございます。その中で、再委託や物品の調達などにつきまして市内企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているかということについて評価がなされようになっております。また、そのほか職員の雇用等につきましても地元人材の雇用や障がい者の雇用への取り組みに十分な配慮がなされているかというふうな項目も評価対象ということになっておりますし、なおかつ先ほど課長の方からご答弁申しました地域の実情を把握して地域との連携で協働および公共性の担保についての考え方は適切であるかというふうな項目についての評価がなされているということでございまして、いわゆる地元の企業であるということによる加点はなされているというふうに判断いたしております。

市場委員

わかりました。それで、例えば今の土木工事なんかにしてもですね、やっぱり飯塚市の業者が先にとるようになっているところがありますからね、それでも負けるようなことがあればしょうがないと思いますけれども、最初から平場というはどうかかなということで、観点で質疑を

させていただきました。それで、次にですね、いわゆる質疑の中でも出ていましたけど再委託をしてるところはどうかという質疑が、指摘があって、それにお答えがありましたけれども、その再委託について明確な基準があるかどうか点について報告願いたいと思います。

産学振興課長

再委託につきましては規定がございまして、指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、施設設備の維持管理業務など専門的な業務を再委託することは差し支えありませんというふうな規定がございまして。

市場委員

それはわかります。では、例えば簡単な掃除とかがありますね、そういうものは再委託はできないという理解でいいんですかね。専門的な仕事ということは。

産学振興課長

施設に関する清掃等につきましては再委託を行っているのが現状でございます。

市場委員

これはですね、たしか道祖議員やったと思うんですが、代表質問か何かのときにですね。いわゆる指定管理者制度そのものが官製によるですね、ワーキングプアをつくるようなことにならないのかという質問があったんですね。私たちもそういう懸念はないわけではないのですが、指定管理者制度そのものを人件費を安くしようという狙いがあるわけですね。それはまた再委託ということになると、また安くなるという懸念があってですね、改めて聞いております。それで、これを行うソフトウェアセンターによる指定管理者制度についてはですね私は賛成の立場に立っておりますので以上で終わりたいと思います。

副委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第89号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 指定管理者の指定（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

商工振興課長

「議案第90号 指定管理者の指定（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ）」について補足説明をさせていただきます。議案書の17ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。施設の名称につきましては、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツでございます。選定の経緯等についてご説明いたします。飯塚市庄内温泉筑豊ハイツの指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月10日、7月8日、7月22日の3回開催され、選定の結果「財団法人筑豊勤労者福祉協会」が候補者に選ばれており、8月

2日に委員長より市長に答申がなされました。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたします。決定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツの指定管理者の指定についての補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第90号 指定管理者の指定(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 市道路線の廃止」および「議案第93号 市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案第92号、市道路線の廃止について、補足説明をさせていただきます。議案書20ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は、5路線、延長898.7mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線が新飯塚駅前広場整備に伴う認定替えによる廃止、番号2番、5番の路線が開発行為に伴う廃止、番号3番、4番の路線が認定路線見直しに伴い今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は21ページから24ページに記載しております。

次に、議案第93号、市道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。議案書26ページをお願い致します。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は、12路線、延長1,808.5mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線が新飯塚駅前広場整備に伴う認定、番号2番の路線が県道口ノ原川島線改築工事に伴う取付道路の認定、番号3番の路線が飯塚橋架け替え工事に伴う認定、番号8番の路線が認定路線の見直しによる認定、番号4番から7番、9番から12番の路線が、開発に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、27ページから35ページに記載しております。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中「議案第92号 市道路線の廃止」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中「議案第93号 市道路線の認定」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成21年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成21年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」および「認定第17号 平成21年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」以上3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「認定第15号 平成21年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成21年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第17号 平成21年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」について一括で補足説明を致します。

まず「平成21年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」につきましては、別冊になっております「決算書」の1ページをお願いします。

決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は21億429万4,313円となりまして、予算に対し3,610万9,687円の減収となっております。減収の主な要因といたしましては、受託工事の減少に伴う受託工事収益の減少及び節水意識の定着や節水機器の普及等による給水収益の減少によるものです。また、支出の決算額は20億3,198万6,377円となりまして5,972万7,623円の不用額が生じております。主な要因といたしましては、「原水及び浄水費」の委託料の入札残、電気料金、薬品費及び受託工事の減少によるものです。

次に、2ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は4億8,192万3,375円となりまして、予算に対し6,960万3,625円の減収となっております。減収の主な要因といたしましては、起債及び出資金対象工事の入札残等により、その財源としております「企業債及び出資金等」が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は12億960万3,489円となりまして、翌年度繰越額1,650万円を差し引いた不用額は、1億4,118万3,511円となっております。これは、各事業の工事請負費の減少によるもので、主な要因は、入札残等により減少したものであります。

次に3ページをお願いします。損益計算書でございますが、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり4,774万5,128円の当年度純利益となっておりますが、このうち岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の和解金3,157万5,931円を含んでおります。また、前年度からの繰越利益剰余金を加算しますと当年度未処分利益剰余金は1億6,906万2,447円となっております。

以上が決算の概要でございますが、15ページから40ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算収支総括表」などの決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、認定第16号「平成21年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について」補足説明を致します。

決算書の41ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1,775万837円となりまして、予算に対し3万163円の減収となっております。また、支出の決算額は3,408万1,859円となりまして、115万141円の不用額が生じております。42ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、支出の決算額は320万7,864円となりまして70万4,136円の不用額が生じております。

次に43ページの損益計算書でございますが、決算の結果44ページの下から3段目に記載しておりますとおり、1,643万9,072円の当年度純損失となっております。また、前年度から

の繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は1億5,627万4,854円となっております。

以上が、決算の概要でございますが、50ページから58ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算資料」を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

続きまして、認定第17号「平成21年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について」補足説明を致します。

決算書の59ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は13億4,207万1,584円となりまして、予算に対し562万584円の増収となっております。これにつきましては、下水道使用料等の増収であり、主な要因といたしましては、水洗化世帯の増加によるものです。また、支出の決算額は11億9,341万8,674円となりまして3,211万326円の不用額が生じております。主な要因といたしましては、「営業費用」管渠費の工事請負費、処理場費の修繕費及び「営業外費用」支払利息の減少であります。60ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は22億5,655万1,834円となりまして、予算に対し3億4,082万8,166円の減収となっております。減収の主な要因といたしましては補助対象工事等の繰越等によりその財源としております「企業債、国庫補助金等」が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は28億8,670万9,169円となりまして、翌年度繰越額2億7,466万円を差し引いた不用額は、1億1,661万5,831円となっております。これは、施設改良費の工事請負費や流域下水道費の負担金等の減少によるもので、主な要因といたしましては、工事請負費の入札残及び県の事業であります流域下水道事業の先送りによる不要額であります。

次に、61ページの損益計算書でございますが、決算の結果62ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億741万7,626円の当年度純利益となっております。

以上が、決算の概要でございますが、70ページから93ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算資料」を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。以上、簡単ですが認定第15号、16号及び17号について補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

おはかりいたします。

本案3件は慎重を期して閉会中に審査するというので、いずれも継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。小幡委員から「鯉田工業団地について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。小幡委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。小幡委員に発言を許します。

小幡委員

鯉田工業団地につきましては、ことしの3月に造成工事が完了しておりまして8月には分譲価格も決定し分譲単価も公表されているところでありますが、全国の自治体がですね、企業誘致に非常に苦戦しているなか本市におきましても、決してこの工業団地、できたばかりですが、塩漬けにならないように行政も議会も、もちろんのこと飯塚市あげて頑張っていかなければいけないと考えております。そこでこの分譲に当たりまして鯉田工業団地の造成事業の経費の概要、造成原価並びに分譲単価決定の経緯ですね。または売却部完了までの維持管理費などですね、この事業がもたらすメリットデメリットを当委員会の委員としても十分認識した上で、冒

頭申し上げられましたとおり一販売員として一丸となって皆さんともども努力しないとイケないと考えているところからですね、所管事務調査をお願いしたいということでお諮りをいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします

委員長

お諮りいたします。本委員会として、「鯉田工業団地について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「鯉田工業団地について」を議題といたします。小幡委員に質疑を許します。

小幡委員

では早速質問に入ります。まず、この鯉田工業団地ですが開発全体面積が363,182㎡、そのうち完成分譲面積が184,563㎡換地率になおしますと50%強の分譲面積ができたということになっておりまして、分譲区画数は5つに分けているということですがそれは間違いありませんでしょうか。

産学振興課長

間違いありません。

小幡委員

そうしますとね、まず、分譲単価ですね。平地で8,100円平米あたり、法面が810円、造成工事にかかった原価方式でこの単価を決定したということですが、原価で土地を売却するんですからその時点ではプラスマイナス＝ゼロと、収益差益はないということですね。そこで造成工事の原価を見ますと約21億弱ですかね。工業団地の造成工事にかかわって21億円を投資したと。分譲単価の決定はその換地面積で割り戻しまして、単価を決定されておりますが、実質上の単価は6億5200万円産炭地域活性化基金の助成金を6億5200万差し引いた14億円強の投資原価ということで面積で割られております。そこで原価ですから、21億円を投資したんですが、販売価格の決定に当たってはその基金をなぜ6億5200万円差し引かれているのかの説明をお願いします。

産学振興課長

鯉田工業団地の分譲価格の決定に際しまして、産炭地域振興センターと打ち合わせをしましたところ産炭地域活性化基金を充当した造成事業におきましては造成に要した費用以上の金額で譲渡をした場合はそのオーバーした金額について基金の返還が発生するとの指摘がございましたので造成原価から、産炭地域活性化基金充当分を控除して分譲単価を算出したものでございます。

小幡委員

基金の返還、造成に要した費用以上の金額で譲渡でしょ、ということは造成にかかった費用は約21億でしょ、それ以上では譲渡しないんですから数字上は何もオーバーしないということなんですが、その基金の返還が生じるという産炭地域振興センターの話というのは間違いないでしょうか。

企業誘致推進室長

間違いございません。

小幡委員

一般的に我々が原価は原価と思うんですね。基金であろうと起債を起こそうと、もともとを業者さんに払ったもしくは関連の方々に支払ったお金の総額が原価という感覚ですから、基金もいろんな起債も名前は、名称はあるでしょうけどもお金に色はついてないからやはり21億かかっていることが原価と一般的には思うわけですね。それで換地面積で割れば儲けはないという感覚、感じなんですけども、まあそこはセンターの方とも私も確認しましょう。それが正し



いとしてですね、産炭地域活性化基金 6 億 5 千万円強を造成に充てました。でも、完成した土地を民間人もしくは企業に企業誘致として売却するときにはですよ、6 億 5 千万円は先引いた約 1 4 億円で売りなさいという指導なんでしょう。その 6 億 5 千万円が宙に浮いたような形でですね。わかります。売る側としたら、市側としたら 6 億 5 千万円差し引いて、約 3 0 % のプライスダウンで企業に売るとい形になりますが、それはそれで売って構わないんですけど。企業が 5 区画ですが、とりあえず完売したとして、その方々が 2 1 億かかった土地を 1 4 億で買われてるんですからね、安く買えてますよね。実際かかった 6 億 5 千万円はその企業さんにプレゼントというか、進呈したような形になるんですが、それは問題ないんでしょうか。

企業誘致推進室長

もともとこの産炭地域活性化基金につきましてはいわゆる工業団地を廉価で、より安い金額で提供をしたいということでございます。企業に 6 億 5 千万円をプレゼントをしたような形になるのではないかと御指摘でございますけども、産炭基金を活用して工業団地を造成しますのは今申しましたように分譲価格を安くすることで企業進出を促しまして雇用の拡大、税収の増加、地場企業との取引等による産業の振興ひいては定住人口の拡大などを地域の振興につなげていくことをねらいとしておりますので、企業が立地した場合にはその分につきましては地域に帰ってくるものというに考えております。

小幡委員

そうですね、おっしゃる通り工業団地ができ上がって企業誘致、そのあとの付加価値ですね、市に将来増収、プラスになっていくということが基本目的でつくられたんでしょうから、そこら辺は十分にわかるんですね。今言ったのは単純な差し引きですよ、仮に私が全部買ったと、2 1 億もかかったやつを 1 4 億で買うんですからこの基金に相当する 6 億 5 千万円が儲けじゃないですか、私にすればね。その 6 億 5 千万円は買ったもん勝ちみたいな特権で、6 億 5 千万円はあくまでも基金というような名称となっておりますけど、基本的には税金は税金ですからね、その税金をその企業もしくは、個人にやってるような気になるわけですね。まあそこは最終的にもう 1 度調査してみますんでこれ以上は質問しません。そういった 2 1 億弱の造成に対する原資、飯塚市としては投資をしたと、その鯉田工業団地の造成に当たってですね、財源として起債の総額もしくは償還計画、今後ですね、どのようになっているか概略説明をお願いします。

企業誘致推進室長

鯉田工業団地造成事業債としまして有利子の起債 1 億 5 1 8 0 万円無利子の起債として福岡県市町村振興基金 1 2 億 3 4 6 0 万円、合計 1 3 億 8 6 4 0 万円で平成 2 0 年度起債した市町村振興基金 2 億 9 1 6 0 万円のみ 1 年据え置き 2 0 年償還でございますが、ほかは 1 年据え置きの 1 0 年償還でございます。毎年の償還額は元利均等償還でございます。概算でございますが平成 2 0 年度 1 3 1 万円、平成 2 1 年度 1 1 1 4 万円、平成 2 2 年度 2 6 6 0 万円、平成 2 3 年度 1 億 3 2 8 0 万円、2 4 年度から 2 9 年度までは 1 億 3 4 8 5 万円、3 0 年度 1 億 2 7 3 1 万円、3 1 年度 1 億 2 7 2 5 万円 3 2 年度 1 億 2 1 9 0 万円となっております。3 3 年度以降につきましては平成 2 0 年度に起債した償還分 1 5 3 4 万円が平成 4 0 年度まで続くこととなります。

小幡委員

わかりました。鯉田工業団地の造成にですね起債として 1 3 億 8 6 4 0 万円あてていますが、無利子の起債、福岡県市町村振興資金ですかね、この 1 2 億 3 4 6 0 万円を除く 1 億 5 1 8 0 万円は有利子起債ということになっております。この利子分は最終的に利息がふえていきますね。本年度売れてしまえば大した利息はかかりませんが、先ほどの償還計画のようにずっと、なかなか売れないと、ということになりますと利息もだんだん加算していくんですが、この利息自体ですね、1 年間でどれくらいの利息がかかってきますでしょうか。

#### 企業誘致推進室長

有利子分の地域開発事業債でございますが元利均等償還となりますので金利は毎年違ってまいります。造成原価に転嫁できない平成23年度以降の利子につきましては平成23年度は約216万円、24年度は213万円、25年度は184万円と順次減少していきますので平均しますと1年で約150万円程度になるかと思います。

#### 小幡委員

利息的には年間150万円で済むと、感覚の相違もあるでしょうが21億円突っ込んで1年間に150万円の利息しかかからないということは一般的には、これものすごく安いと、21億で150万ですからね。造成工事にだけをとらえますとね、福岡県の市町村の振興資金が12億強とか先ほど言いました基金ですね産炭地振興基金が6億数千万円ですから21億の大半が利子がいらぬ。とても飯塚市としては有利なお金ですね、その21億のうちで1億ちょっとの有利子だけを起債を起したということで、知恵的には非常にいいと私は、よく皆さん頭を使われてこういう資金を集めたねとは思ってるんですね。造ったまでは成功ですね。そこだけは言っておきましょう。ただ、いまからどう売っていくかの問題であります。仮に5年後、10年後塩漬けでなかなか売れないと、いいお金で、せっかく安く造成したのにですよ、利子も少ないんですけども、今言った年にたった150万円の利子と、仮に5年間利子加算していきますと、約750万になります。こういうふうには5年10年と利子が売れていく、しかし土地が売れない、そういったときには将来販売価格ですね、今、平米当たり8,100円と決めてありますが、その利息が加算していく分は販売価格8,100円にまた加算するというような考えでよろしいのでしょうか。どうなりますでしょうか。

#### 企業誘致推進室長

分譲単価につきましては8,100円ということで周知をしていますので利子の分を転嫁して単価を上げるということは考えておりませんが、土地の評価額という年を追うごとにかわりまして状況によっては経年変化が必要な場合も出てくることもあるかもしれませんので、そういった場合には検討する可能性としてはあるかと思います。

#### 小幡委員

あくまでも仮定の話ですからね、売れるか売れないかもしくは売れば考える必要もないことですが、わかりました。次にですね、このもともとの鯉田工業団地を分譲するに当たって当時三菱マテリアルさんからあの土地を譲り受け、いただいたというか買いましたよね。そのときに鉱害賠償補償ですかね、土地代としては表向き1500万円であの土地を買ったんですが、鉱害賠償補償が付加された条件付きの買い物やったと思うんですね。そこで鯉田工業団地を今でき上がって分譲していきますが、その、当時の鉱業法第114条の鉱害賠償登録の件ですね、これはどのように今から先、売却先に周知していくお考えでしょうか。

#### 企業誘致推進室主幹

鯉田工業団地が炭鉱の跡地であることは誘致活動において交渉相手の企業様に対して誠実に説明する必要があるというふうにご考えております。現在もそのように実行しているところでございます。当然鉱害賠償登録についても同様にできるだけわかりやすくご説明する必要があるというふうにご考えているところでございます。

#### 小幡委員

平成18年でしたかね、土地を購入したいという話、あれは報告を受けたときですね。莫大な面積を本当に1500万円ですべて売ってくれるのということで、ここにおられる委員も皆さんも当時不思議だった案件でしたよこれは。1500万円ですべて土地が購入できると、しかしよく説明を聞けば、鉱害の補償も、三菱マテリアルが背負っている鉱害補償も付加されて、今後飯塚市がその鉱害を、もちろん発生した場合ですよ、責任を負っていかないかということ少しい「えっ」というような感覚で購入した経緯があったと思うんです。鉱害賠償登録済みというこ

とですが、仮に今後塩漬けになろうと、企業さんが来ようと万が一鉋害が発生したとき、それは売却先、第三者に売りますので売却先が鉋害に関しての保証をやっていくのか、それとも飯塚市においてやっていくのか、その点をお聞かせください。

企業誘致推進室主幹

鯉田工業団地の造成工事につきましては地盤改良を行う等適切な対応をしております、その安全性というのは十分に確保されているというふうな考えはしております。ただ万が一分譲した企業から損害賠償請求があったというふうな場合につきましては市は造成して分譲した立場といたしまして購入されました企業様に御迷惑をおかけしないよう責任を持って対応していかなければならないと考えております。

小幡委員

わかりました。ということは飯塚市の方が災害が発生したときの補償は、飯塚市の方でしていくと。買われた企業さんの方には責任がないということですね。では、その飯塚市の補償期間、これは何年とか永久にとか何か決まってるのでしょうか。

企業誘致推進室主幹

この鉋害賠償登録の件につきましては永久なものというふうな考えはしております。

小幡委員

わかりました。確かに今言いましたようにあの土地を1500万円でいただいたのは非常にお得でした。造成に当たってもいろんな基金を、もしくは安く造成工事の基金は借りてきましたからね、無利子が多いので上手くお金も充てることができたと。私、今から先の問題は売れるか売れないか企業が出てきてくれるかどうかでしょ、なおかつ不安要素としては将来鉋害が発生する可能性もあると。坑道は何十メートル、何百メートル下を通っていますからね、上層の地盤改良程度で完全に鉋害を防げるということでもないと思うんですね。可能性は十分残っていくと、補償は永久に続いて行くわけでしょ。ですから、メリットとデメリットがしっかりと背中合わせであるんですけども。買われる企業さんとしては、私たちが現地に確認にいきましたが単価的には平米8100円は基本点には他所の工業団地さんより安くあがっていますよ、売りやすいというのは非常に条件がいいと思います。ただし、その鉋害補償をしっかりと飯塚市は保証して大丈夫ですということ、安心をさせないと企業来ませんよね。そこんことを気に入って買いたいと言われた企業さんの方にはどのような説明をしてどのような契約をやっていこうと考えておられますか。

企業誘致推進室主幹

先ほど申しましたようにできるだけ詳しくわかりやすく、誠意を持って御説明を申し上げたうえでということになりますがこの鉋害賠償登録につきましては売買契約書の特記事項等にはっきりと入れてその旨しっかりと明文化する必要があると。そういうことによりまして購入企業様に信頼していただくというふうな考えはしております。

小幡委員

わかりました。そこところで足踏みされないようにしっかりした説明をお願いしますあと何点かありますが、これ一般質問でも取り上げましたけども、自治法の96条第1項第8号、我々議会にですね付すべき議案ではないと、2千万円以下の物件でしたからね土地の取得に応じて1500万円ということは我々は土地を買うことを、執行部側の方が決められて、議会の方としては議決していないんですね。感覚的には、我々としては市の方で勝手に買って、勝手に造成したと、今から勝手に売っていくと、我々には意見を求めてないんでちょっと第三者的な立場におられる議員が多いんですよ。実質上ですよ。ここは余りいい考えではないと思うんですね、冒頭に申しましたようにやはり飯塚市も皆さんも我々も市民も一体となって、せっかくな、名古屋にまで事務所を出していますからね、売らなければいけないということを前提に考えた場合ですね、今年からの売却の、分譲のスタートを切っていますので売りやすい条件とし

て、面積が広すぎると。それをもう少し、こう、切り分けたいと、5区画ですが、購入希望者の条件に応じては分譲の変更等は可能なんですか。

企業誘致推進室主幹

今御指摘のとおり鯉田工業団地は5区画に分けて分譲を開始したところでございます。当然広さがまちまちでございますが、企業によりましては例えば半分だけ何とかならないかというふうな御相談もございますときには、そういった要望にもできるので細かくご対応申し上げたいというふうに考えているところでございます。

小幡委員

柔軟的にケース・バイ・ケースで考えていきたいということですね。基本的には余り大きな企業でなくても、面積小さく買いたいということでも可ということでもよろしいですね。もともと、当時行政最大の目的は自動車関連企業を連れてくると、今、世の中この情勢ですので誘致企業先も柔軟に自動車関連企業に限らずいろんな職種ということを知っておりますが、大体基本的にはあの工業団地の適地企業といえますかね、こういった企業を想定されておりますでしょうか。もしくはこういった企業はOK、こういった企業はだめだというのがありますか。

企業誘致推進室主幹

現在私どもでもっております企業立地の促進補助金という優遇制度がございますが、その中で対象業者というものを指定しとります。これは製造業、情報関連業、梱包業、卸売関連業でございますが、この鯉田工業団地に限りましてはできるだけ多くの雇用をうみたいということで、できましたらば、製造業といったものにターゲットを絞って現在誘致活動をしているところでございます。今御指摘のとおり名古屋事務所を開設当時は自動車関連企業に非常に重きを置いて展開していたところでございますが現在は先ほど申しましたように製造業全般ということで広く間口をもって誘致活動に取り組んでるところでございます。

小幡委員

わかりました。とにかく面積も柔軟に企業においても特別ここがダメというものは今のところないわけですね。ケース・バイ・ケースで柔軟を持って検討していくという考えでおられるということですね。いろいろとですね、確認させていただきましたがともあれ20億強のですね投資をしたのは事実です。この工業団地をですね、先ほど申しましたように今年から分譲を開始しておりますので、先ほど言いました塩漬けにならないように、今から草刈りとかですね維持管理費、利息も毎年かかってきます。その中でちょっと心配なのがひとつでも売れていかなければいけませんね。売ればもちろん払えますが、売れなければ毎年の1億3千万強の支払い原資はどのように考えておられるのでしょうか。

企業誘致推進室長

売買しまして本来ならそれが償還金に充てるところでございますが、分譲ができない場合には一般財源を充当するということになるのかと思います。

小幡委員

売ればOKですが、売れなければ支払い原資は一般財源しかないということですよ。質問はこの程度で終わります。基本的に大きなお金を投資した分譲した工業団地ですが、今年スタートしていく、しかしですね、今議員もですね、もちろん市職員も分譲された鯉田の工業団地について、わかっているのは売れなかつたら大変だと、経費がものすごくかかるぞと、塩漬けになるぞっていうのはわかっているんですね。しかしみんなで売ろうよという意気込みといえますか、そこんところが感じられません。我々もね、協力して売らなきゃいけないという認識になってるんですよ。何か情報があれば、飯塚市にこんですかというような、もう全員営業マンというようなスタイルでいけると、行政が勝手にやったんだから知らないというような問題じゃなくて本当に財政悪化につながりかねないと。その認識が職員にも我々にも少な過ぎます

よ。できましたらもっと、ここにおられる執行部だけじゃなくて一般職員の方も大変なことになるんで、みんなで頑張ろうと。特に名古屋事務所ね、来年の春まででしたか、成果が出て当たり前で成果がなしで帰ってくるというのは、凄いプレッシャーでやられてると思うんです。それで本部はのほほん、名古屋は必死と、こういう温度差はよくないと思いますんでね、ぜひ職員の方にも周知をしっかりとされて危機感についてですね。我々議員の中にもそういうことをもってあれを売って行きましょう。最後に市長の決意だけ、こんなふうにしていきたいというところを。

市長

このことは私の在職における大きな課題でありまして、これが片づかない限り逆に辞めれないのかなというプレッシャーもかかっております。今の委員のお言葉非常にありがたく思っております。ひとつ皆さんのお力添えと、また、職員挙げて頑張っていたといたします。よろしくお願いをいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「飯塚市販路開拓支援補助金の採択について」の報告を求めます。

産学振興課長

本補助金は、市内中小企業が抱える課題の解決を支援し、地域経済の活性化を図るため平成22年度に新設したものです。内容としましては、「新規性」、「独創性」、及び「市場性」があり、その生産計画の「実現可能性」があると認められる商品を有しながら、販路開拓に課題を抱える市内中小企業に対して、その販路開拓に要する経費の一部を補助するものであります。7月21日から8月27日まで公募を行いましたところ、5件の申請がありましたので、9月7日に、製品・技術・サービスの新規性や市場性に関する目利きに秀でた専門家で構成する飯塚市販路開拓支援補助金審査会にて審査を行なった結果、3件の事業が採択されました。

1件は、(株)ヴィンテージ・プロダクションズ&コンサルティングの成年後見業務システム「みると」の販路開拓で、事業概要は成年後見制度で義務付けられている裁判所への定期的な報告を支援するシステムを開発。全国の社会福祉協議会や司法書士会、社会福祉士会等への販路を開拓し、2年後には年間4,400万円の売上を目指すものです。

1件は、(株)中央産業のプラスチックペーサ“プラ・スターG”の販路開拓で、事業概要は、コンクリートの亀裂発生抑制に効果が高い新規プラスチックペーサ(鉄筋コンクリート造構造物を建設する際、型枠と鉄筋の間隔を保持するもの)を近畿大学産業理工学部との産学連携で開発。土木分野やコンクリート2次製品分野への販路を開拓し、2年後には年間1億2,000万円の売上を目指すものです。

最後の1件は、(株)ラムロックの医療・介護支援システム「ラムロックシステム」の販路開拓で、事業概要はカメラの画像をコンピュータが自動分析することによって、医療・介護施設における被介護者の「転倒」などの緊急事態を自動検知し、施設の職員等に通知するシステムを開発。全国の医療機関、障がい者施設、高齢者施設等への販路を開拓し、2年後には年間1億

円の売上を目指すものです。以上簡単ですが、報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る勉強会開催の概要について」の報告を求めます。

中心市街地活性化推進室主幹

資料を提出しておりますので、ご覧願います。飯塚本町火災跡地については複数の地権者からなる私有地であることに加え、取付道路が狭小でありますので、周辺地域と一体となった抜本的かつ総合的な再生について検討し、中心市街地活性化の柱となる事業実施を目指したいと考えております。そこで、関係者の皆さんに現状や問題点・課題について認識を共有していただいたうえで、土地の高度利用や有効活用に関する方法について勉強し、まちづくりの方向性を一緒に考えていくことを目的に、飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る勉強会を去る9月14日に立ち上げました。

参加者は、飯塚本町火災、永楽町商店街、公設市場の関係者112名が対象でございますが、第1回勉強会では36名の出席のもと、当該地区の現状や課題、一般的な開発手法の説明を行いました。

今後のスケジュールですが、第2回勉強会を10月12日に開催したあと11月中旬には関係者に対する土地の高度利用や有効利用に関する意向調査を実施したいと考えております。また来年1月には、整備方針を具体的に検討するための研究会を設置し、3月までに整備方針を決定したいと考えております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、三軒屋・工場団地線道路新設工事「3工区」及び「4工区」の2件で、入札の執行につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、業者選考委員会において、土木一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、8月27日に入札公告を行い、9月14日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、1ページの「3工区」につきましては、13者による入札の結果、予定価格6,107万6,400円に対し、落札額5,173万1,400円、落札率84.69%で、有限会社大道工業が落札しております。今回の入札につきましては、7者の同額入札があり、地方自治法施行令の規程により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

次に資料2ページをお願いいたします。「4工区」につきましては、12者による入札の結果、予定価格5,738万4,600円に対し、落札額4,860万4,500円、落札率84.69%で、株式会社グリーンロードが落札しております。「4工区」の入札につきましては、5者の同額入札があり、地方自治法施行令の規程により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。以上簡単ではあります但、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

上下水道局総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告いたします。

今回報告いたします工事は、「片島ポンプ場雨水滞水池新設(土木)工事」ほか3件の工事です。資料1ページから4ページの工事につきましては、条件付き一般競争入札で実施しております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行いました。資料1ページの、「片島ポンプ場雨水滞水池新設(土木)工事」は、設計金額が3億以上であることから、特定建設工事共同企業体による入札を実施しております。共同企業体の構成につきましては、代表者は格付けが1等級、その他の構成員の1社目は、格付けが1等級又は2等級、その他の構成員の2社目は格付けが2等級の3者で構成しております。8月30日に入札を行い、その結果は、予定価格444,757,950円に対しまして、落札額374,522,400円、落札率84.20%で「高森・平成・山常特定建設工事共同企業体」が落札いたしました。

次に、資料2ページの、「幸袋第三雨水幹線整備工事」は、土木 1ランク工事でございます。9月6日に入札を行い、その結果は、予定価格138,970,650円に対しまして、落札額116,061,750円、落札率83.51%で「株式会社前田組」が落札いたしました。次に、資料3ページの、「浦田第一雨水幹線整備(1工区)工事」は、土木2ランク工事でございます。同じく9月6日に入札を行い、その結果は、予定価格63,764,400円に対しまして、落札額52,632,300円、落札率82.54%で「茜建設株式会社」が落札いたしました。次に、資料4ページの、「終末処理場水処理設備改築(機械)工事」は、機械器具設備専門工事でございます。同じく9月6日に入札を行い、その結果は、予定価格139,368,600円に対しまして、落札額118,463,100円、落札率84.99%で「扶桑建設工業株式会社」が落札いたしました。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共樹における人身傷害事故について」の報告を求めます。

上下水道局下水道課長

公共樹における人身傷害事故について報告いたします。

お手元の資料をお願い致します。

平成22年9月5日(日)午前1時頃、飯塚市飯塚 市道水袋3号線内において、建物から道路に出た際に汚水樹蓋に左足を置いたところ、蓋が反転して、深さ約80cmの樹に片足を落とし込み怪我をしたものです。この事故に係わる損害賠償につきましては、現在相手方と交渉中です。以上簡単ですが報告を終わります。

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「都市計画道路見直しについて」および、「緑の基本計画について」以上2件の報告を求めます。

都市計画課長

昨年度より着手しております都市計画道路の見直しについて、報告させていただきます。

本市の都市計画道路の現状といたしましては、昭和44年以降、計画、整備を進めており、現在、33路線、総延長98,900mの都市計画道路が計画され、そのうち42,381mが整備され、整備率は42.85%となっております。

今回の都市計画道路の見直しは、都市計画決定後、長期間整備が行われていない路線について、沿道の現状や地域の実情を踏まえながら、これからの都市計画道路整備のあり方について再度検証するものであります。このような見直しにつきましては、福岡県が平成17年8月に、県内の今後の都市計画道路の整備のあり方を検討するとともに、県及び市が既存の都市施設の検証と見直しを円滑に行うためのガイドラインとして「福岡県都市計画道路検証方針」を策定し、県内各市町と連携して都市計画道路の適切な見直しを実施しており、本市におきましても、昨年度から見直し作業に着手しているところであります。

具体的な作業としましては、必要な基礎資料を収集・整理し、地域や沿道の状況など、未着手となっている都市計画道路に関わる特性を把握します。

その後、都市計画道路の見直しの背景となる地域の社会情勢の動向や地域構造、将来像の変遷、都市計画道路の計画決定の経緯や整備に向けた課題を分析し、パブリックコメントや地元説明会による地権者や地域住民との合意形成、代替となる路線の有無等を考慮して、市役所関係部署による「都市計画道路見直しに関する作業部会」を設置し8月31日に第1回作業部会を開催いたしました。その中で見直し候補路線について検討を行い、その後都市計画道路変更（原案）を作成し、その案を基に都市計画審議会にて審議していただくこととなります。

今後のスケジュールとしましては、平成22年度中に都市計画道路の見直し路線を決定した都市計画道路変更（案）を作成、平成23年度に都市計画法の変更手続きを行う予定でございます。

次に、昨年度より着手し、今年度策定予定の「緑の基本計画」について報告させていただきます。

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。住民に最も身近な自治体である市町村が、中長期的（20年）な目標のもとに策定する総合的な基本計画であり、緑のまちづくりを実現していくことを目的として定めます。「緑の基本計画」は、都市計画マスタープランの方針を踏まえて、都市における公園や緑化の基本的な指針としての取り組みを明確にし、住民と行政の協働により、緑の街づくりを実現していくことを目的として策定を進めております。現在、方針と方策の素案を策定しておりますが、庁内各部署と調整を行ったあと、市民意見を参考に取りまとめを行い、今年度中に策定を完了する予定です。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「南九州市におけるオートレース専用場外発売所設置許可申請について」の報告を求めます。

事業管理課長

南九州市におけるオートレース専用場外発売所の設置許可申請についてご報告いたします。

去る9月21日にJKA事務所におきまして、設置予定者、飯塚市、JKAの3者で本申請のための最終打合せをおこない、9月30日（木）に設置予定者により九州経済産業局に設置許可申請書が提出されることとなりました。

今後のスケジュールにつきましては、設置許可までに1～2ヶ月、造成、建築工事に6～



8ヶ月を要しますので、開設は最短で平成23年6月頃になるかと考えています。以上、簡単でございますが報告をおわります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。